社債発行費																		
社債発行費償却																		
法人税等																		
電気事業報酬																		
自社アンシラリーサービス費																		
地帯間販売電源料																		
地帯間販売送電料																		
他社販売電源料																		
他社販売送電料																		
合計																		

（記載注意）

１　帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第２において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。

２　自社アンシラリーサービス費の欄には、第８条第１項で自社アンシラリーサービス費に整理された金額を記載すること。

３　その他は、様式第３の注１から３までと同様とすること。